

木曾町環境基本条例

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本施策（第 7 条—第 21 条）

第 3 章 木曾町環境審議会（第 22 条）

第 4 章 雑則（第 23 条）

附 則

私たちの木曾町は、長野県の南西部に位置し、御嶽山や駒ヶ岳の雄姿を仰ぎ、木曾ヒノキに代表される森林資源や中京圏の水源である木曾川が流れる豊かな自然に恵まれています。また、山岳信仰や中山道の宿場町として古くから多くの人々が往来し、自然・歴史・文化の調和がとれた町として栄えてきました。

しかしながら、近年の、生活の利便性や物質的な豊かさを追い求めてきた社会経済活動は、地球温暖化をはじめオゾン層の破壊、大気汚染や河川の汚濁等の深刻な環境問題を引き起こし、多くの種の絶滅とともに人類の未来をも脅かすものとなってきています。もとより、私たちは良好な環境の恩恵を等しく受ける権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に継承すべき責務があります。そのために、私たちは自らが環境に負荷を与える立場にあることを自覚し、すべての町民の参加と協働により環境の保全に努め、自然と調和した持続可能な循環型社会を構築しなければなりません。

私たちは、「日本のふるさと、豊かな水と緑あふるる故郷・木曾」を合言葉に、「ふるさと」にこそ自然や心の豊かさがあることを誇りとし、健康で恵み豊かな環境を創造するために、たゆまない努力と英知を結集し、将来にわたって町民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を実現するために、この条例を制定します。

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全と創造について、基本理念を定め、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するための施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来の町民が自然と調和した健康で安全、安心かつ文化的な生活の営みに寄与することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 大気、河川、地下水、土壌等多様な生態系その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持し、町民が将来にわたり健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。

- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 町 民 町内に居住し、通勤し、在学し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (4) 事 業 者 町内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 循環型社会 資源利用をできるだけ少なくし、それを有効に使うことにより実現する環境への負荷の少ない自然と調和した持続可能な社会システムのことをいう。
- (6) 公 害 環境の保全上の支障のうち事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）又は悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 良好な環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念に基づき、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全は、良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行うものとする。
- (2) 環境の保全と創造は、人と自然とが共生する循環型社会を基調としたまちづくりを目指して、町及び町民すべての者が環境優先の理念の下、環境への負荷の低減及び環境の保全と創造のために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題であるとともに、地域の環境が地球環境に深くかかわることをすべての者が自らの問題として認識し、社会経済活動及び日常生活において、自主的かつ積極的に推進するものとする。

（町の責務）

第 4 条 町は、前条に規定する基本理念に基づき良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、積極的にこれを実施する責務を有する。

- 2 町は、町が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減及び良好な環境の保全と創造のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、良好な環境の保全と創造に関する施策に町民の意見を反映させるよう、必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 4 町は、良好な環境の保全と創造に関する施策及び環境保全に関する情報の収集を行うとともにその公開に努めなければならない。

(町民の責務)

- 第 5 条 町民は、第 3 条に規定する基本理念に基づき良好な環境の重要性を認識し、日常生活その他の活動において環境への負荷の低減及び自然環境の保全に積極的に取り組むものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、町民は、町が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に積極的に参画し、協力するものとする。

(事業者の責務)

- 第 6 条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、自らの責任と負担において公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、常に環境の保全に努めるものとする。
- 2 事業者は、環境に影響を与えるおそれのある土地の形質の変更、工作物の新築又は改築その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ適正な調査、予測及び評価を行い、環境の保全に努めるものとする。
- 3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用を図るとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的利用の推進等に取り組むことにより、環境への負荷の低減に積極的に努めるものとする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、良好な環境の保全と創造のために必要な活動を主体的に行うように努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策及び町が要請する情報の提供に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 環境の保全に関する基本施策

(環境基本計画)

- 第 7 条 町長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、木曾町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 良好な環境の保全と創造に関する基本方針、長期目標及び総合的な施策
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民等の意見を反映させるとともに、第 22 条に規定する木曾町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 環境基本計画の見直しについては、前 2 項の規定を準用する。

(施策の策定と環境基本計画との整合)

- 第 8 条 町は、環境に関するすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図らなければならない。

(財政上の措置)

- 第 9 条 町は、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を

講ずるよう努めるものとする。

(規制措置)

第 10 条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第 11 条 町は、町民が自ら行う環境への負荷の低減のための自主的な取組に対し、助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第 12 条 町は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者に対し、その事業に係る環境の保全等について、適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第 13 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用の促進並びに新しいエネルギーの積極的活用のための必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施等)

第 14 条 町は、環境の状況を的確に把握し、良好な環境の保全と創造に関する施策を適切に推進するため必要な調査を実施し、その結果を公表するものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第 15 条 町は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第 16 条 町は、自然環境の保全のため、山林及び農地の保全活動、多様な野生生物の生育及びその生息地の保護等について必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 17 条 町は、良好な環境の保全と創造を図るため、環境教育及び環境学習の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 18 条 町は、良好な環境の保全と創造を図るため、町民及び事業者が自発的に行う環境保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の整備及び提供)

第 19 条 町は、良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するように努めるものとする。

(助成措置)

第 20 条 町は、町民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置を採ることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び県その他の地方公共団体との協力)

第 21 条 町は、広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

- 2 町は、前項の規定による国及び県その他の地方公共団体との協力の推進に当たって、特に必要があると認めるときは、国及び県その他の地方公共団体に対して、意見を述べることができる。

第 3 章 木曾町環境審議会

第 22 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、木曾町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、必要があるときは、町長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

- 3 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 公募により選出された町民

(2) 学識経験を有する者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑 則

(その他)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。